

◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第 795 号（R7. 1. 24）◆◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目 次＝

1. 重大事故等情報＝2 件（1 月 1 7 日～1 月 2 3 日分）

- (1) 乗合バスの死傷事故
- (2) 貸切バスの車内事故

2. トピック

- (1) 中国運輸局 自動車安全セミナーを開催します！【中国運輸局発】
（配信日：R7. 1. 10）
- (2) 物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について
～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～
（配信日：R6. 12. 27）
- (3) バスの安全運行の徹底について
（配信日：R6. 12. 13）
- (4) フットブレーキの過信はキケン！下り坂では必ずエンジンプレーキを。
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～
（配信日：R6. 11. 15）
- (5) 軽貨物事業者における新たな安全規制について説明会を開催します！
（配信日：R6. 11. 1）
- (6) ドライバーの疲労が眠気・わき見を誘発！早めの休憩を。
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～
（配信日：R6. 11. 1）
- (7) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！
（配信日：R6. 10. 4）
- (8) 自動車運送事業者に対する行政処分基準の改正について
（配信日：R6. 9. 27）
- (9) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請を受付中
～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

(1) 乗合バスの死傷事故

この事故により、当該歩行者が死亡した。

1月22日（水）午後7時31分頃、福岡県福岡市の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客4名を乗せて運行中、停留所で客扱い後、駆け込み乗車をしようとした乗客の左手を中扉に挟み込んだまま発車させたことにより、当該乗客が路上に転倒した。

上記2件の死傷者数計：死亡1名、重傷1名、軽傷0名（速報値）

(1) 中国運輸局 自動車安全セミナーを開催します！【中国運輸局発】

中国運輸局では、事業用自動車の事故削減を目的とし、自動車運送事業に携わる関係者を対象に、平成２１年度から「自動車安全セミナー」を開催しております。

第13回目となる今回は、全国の事業用自動車による交通事故が近年は微増傾向にあることから、交通事故を未然に防ぐことを目的として、事故の原因調査分析や先進安全自動車をテーマとし、参加者を募集します。

是非ご参加いただき、今後の事故防止対策の参考にしていただければ幸いです。

(開場 12 : 00)

場所：コジマホールディングス西区民文化センター 2階スタジオ

広島市西区横川新町 6-1

定員：120名（※事前申込が必要です）

受付期間：令和7年1月6日（月）～令和7年2月6日（木）

定員になり次第、締め切らせて頂きますので御了承下さい。

参加費：無料

※セミナーの詳細やお申込につきましては、中国運輸局ホームページ

→ <https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/gian/jidoushasemina.html>

をご覧ください。

(2) 物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について

～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

（配信日：R6.12.27）

物流・自動車局では、令和2年12月以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことで、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、今冬も、①車両対策（冬用タイヤの装着やチェーンの携行・装着の徹底）、②運送事業者対策（輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようよろしくお願いいたします。

① 車両対策：自動車ユーザーの皆様へ

- ・積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- ・また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- ・チェーンの携行、立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② 運送事業者対策：トラック・バス運送事業者の皆様へ

- ・年末年始の輸送等に関する安全総点検※の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- ・運送事業者は、大雪時等輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行の中止等の指示、冬用タイヤの溝の深さ、滑り止めの措置が講じられていることの確認等、輸送の安全を確保するために必要な措置

を講じる必要があります。

- ・雪道において、悪質な立ち往生事例が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

③ 荷主対策：荷主の皆様へ

- ・大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- ・大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

（その他）気象情報の活用

- ・気象庁 HP の「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。

<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

【国土交通省プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_005315.html

(3) バスの安全運行の徹底について

（配信日：R6.12.13）

国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、（公社）日本バス協会会長及び一般社団法人公営交通事業協会会長あてに、通達を発出しましたので、お知らせします。

令和6年12月9日（月）午前9時43分頃、岡山県真庭市の市道において、乗客43名、運転者1名及び添乗員1名を乗せた貸切バスが、雪道でスリップし道路左側の路外に逸脱し横転したことにより、乗客2名が重傷、9名が軽傷となる事故が発生しました。

事故原因は調査中ですが、当該事故は、運行経路であった高速道路が通行止めとなり、運転者は、運行管理者の指示を受けることなく自らの判断で運

行経路を変更したことに加え、道を間違えたことで積雪がある狭隘路に入ってしまったことにより、発生したものです。

また、令和6年12月9日（月）午後2時00分ごろ、北海道富良野市の国道において、乗客33名、運転者1名を乗せた貸切バスの左後輪タイヤ2本が脱落する事故が発生しました。

事故原因は調査中ですが、自社において実施したスタッドレスタイヤへの交換作業時にトルクレンチを使用していないこと、一定距離走行後の増し締めを行っていないこと等、不適切な作業が原因であった可能性が考えられます。

年末年始の多客期及び降雪期を迎えるに当たり、下記について、会員事業者にも周知徹底するとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願い致します。

記

- （１）運行指示書と異なる運行を行う場合には、運行管理者の指示に基づいて行うよう指導すること。
- （２）運行経路の気象情報及び道路規制情報を踏まえ、輸送の安全を確保するための運行可否の決定や運行経路の変更を行うこと。
- （３）スタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行等、冬道走行への備えを万全にすること。
- （４）タイヤの脱落を防止するため、スタッドレスタイヤへ交換する際には、適切な脱着作業及び保守管理を確実にすること。
- （５）乗客にシートベルトの着用を促すとともに、着用状況を確認すること。
- （６）令和6年10月1日付け「令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画（自動車交通関係）」に基づき、安全総点検を実施すること。

-
- （４）フットブレーキの過信はキケン！下り坂では必ずエンジンプレーキを。
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～
（配信日：R6.11.15）

今般、次の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしました。以下のリンクからご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000675.html

○ 特別重要調査対象事故

・大型貸切バスの横転事故

(令和4年10月13日発生 静岡県駿東郡小山町)

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

(5) 軽貨物事業者における新たな安全規制について説明会を開催します！

(配信日：R6.11.1)

国土交通省では、軽貨物事業者における安全対策の強化のため、令和6年に関係法令の改正を行いました。改正内容を周知するため、札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、那覇の全国10か所において説明会を開催します。

日時等の詳細は下記の報道発表に掲載しておりますので、ぜひご参加ください。参加費は無料です。

【報道発表】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000669.html

【お申し込み（参加費無料）】

https://www.e-toroku.jp/ticket/user/form/index?form_id=mlit_keikamotsu

(6) ドライバーの疲労が眠気・わき見を誘発！早めの休憩を。

～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～

(配信日：R6.11.1)

今般、次の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしました。以下のリンクからご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000670.html

○ 重要調査対象事故

・中型トラックの追突事故

(令和3年10月18日発生 山形県東根市)

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

(7) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

(配信日：R6.10.4)

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しております。

主な取組として、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発のほか、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化の推進や、車輪脱落事故防止対策品普及促進のための実証調査を実施します。

【国土交通省プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000327.html

【適切なタイヤ脱着作業手順（MLIT channel）】

https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c

(8) (通達発出) 自動車運送事業者に対する行政処分基準の改正について

(配信日：R6.9.27)

国土交通省においては、次のとおり行政処分基準に関する通達を改正し、地方運輸局及び業界団体へ通達を発出しました。

(R6.9.19改正、R6.10.1施行)

「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月）において、悪質なトラック事業者に対し、強力かつ重点的に改善を促す観点から、監査を強力に実施する、とされたところです。

また、飲酒運転事故件数についても、下げ止まり傾向にあり、根絶に向けた取り組みの強化が必要です。

これらの諸課題を踏まえて、今般、行政処分基準強化のため、所要の改正を実施しました。

関係の皆様におかれては、改めて、輸送の安全の確保に向けた取り組みの徹底をお願いいたします。

○酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化（トラック・バス・タクシー）

【新規】従前の処分に加えて、飲酒運転者への「指導監督」又は「点呼」が未実施の場合の処分基準を追加

従来：規定なし → 今後：100 日車（再違反：200 日車）

○違反件数に比例した処分の導入（トラックのみ）

①【強化】勤務時間等基準告示の遵守違反（未遵守 6 件以上において、1 件あたり 2 日車（再違反：4 日車））

従来：初違反最大 20 日車（再違反最大 40 日車）
→ 今後：違反件数に比例

②【強化】点呼の実施違反（未実施 20 件以上において、1 件あたり 1 日車（再違反：2 日車））

従来：初違反最大 20 日車（再違反最大 40 日車）
→ 今後：違反件数に比例（最大 100 件）

なお、①及び②のいずれの場合も、違反状況の形態によっては、日車に代えて、30 日間の事業停止場合があります。（変更なし）

なお、改正反映済みの処分基準は、以下のサイトに掲載をしています。
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html>

また、国土交通省においては、令和 6 年 3 月に飲酒運転防止マニュアルを公表しています。本マニュアルは、医学的知見をいただきながら作成したものであり、運転者の飲酒が原因となる交通事故を防ぐために、事業者が取り組むべき内容をまとめています。飲酒運転を防止するための具体的な取組やアルコールが身体に及ぼす影響などを分かりやすくまとめたほか、アルコール依存傾向の強い運転者に関する症状の把握や治療の必要性について記載しています。飲酒に関する正しい知識やアルコール依存症に関する理解が浸透し、飲酒運転防止につながることを期待されますので、ぜひ本マニュアルをご活用ください。以下のサイトに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な
取組等を支援～

(配信日：R6. 8. 30)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ＡＳＶ）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、現在、その補助金の申請を受け付けております。

1. 実施する補助事業

(1) 社内安全教育の実施に対する支援

※運行管理の高度化に対する支援は上限額に達したため、10月31日をもって締め切りました。

※過労運転防止のための先進的な取組に対する支援は上限額に達したため、12月10日をもって締め切りました。

※先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援は上限額に達したため、12月16日をもって締め切りました。

2. 補助事業の内容

ＴＯＰＰＡＮ（株）申請ポータルサイト並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

○ＴＯＰＰＡＮ（株）申請ポータルサイト

<http://hogo-zoushin.jp>

○国土交通省ホームページ

先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_06.html

過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付場所：ＴＯＰＰＡＮ（株）申請ポータルサイト

○申請受付期間：上記申請ポータルサイトをご確認ください。

4. 留意点

○今年度の申請受付窓口は「ＴＯＰＰＡＮ（株）」となりました。

運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。

○申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省物流・自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、

< hqt-mailmagazineotoiawase@gxb.mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

* 物流・自動車局ホームページ

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル 0120-744-960（年中無休・24 時間）

（オペレータ受付時間 平日 9:30～12:00 13:00～17:30）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

